

異常気象用

保護者の皆様へ

豊田市立美山小学校長
佐々木 博

異常気象時における対応について

- ① 愛知県全域・愛知県西部・西三河北西部・豊田市西部に「暴風警報」・「特別警報」が発令された場合
 - ② 逢妻中学校区（逢妻中、小清水小、美山小）や美山小学校学区内の町（美山町、田中町、深田町、本地町、柿本町、田代町、上丘町、千足町）のいずれかに「高齢者等避難」が発令された場合
- 子どもの登下校と給食等については下記のようになりますので、ご確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 登校前に「特別警報」・「暴風警報」・「高齢者等避難」が発令されている場合

- (1) 午前6時までに「特別警報」・「暴風警報」・「高齢者等避難」が解除された場合

・平常通り授業を行います。

※ 上記の場合でも、道路の冠水や河川の増水等により、通学路が危険であったり、通行不可能と判断されたりした場合は、登校を見合わせて家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、遅刻等にはなりません。

- (2) 午前6時までに「特別警報」・「暴風警報」・「高齢者等避難」が解除されない、またそれ以降に解除された場合

・その日は休業日（家庭学習日）となります。

※ 警報の発令や解除等、テレビ、ラジオなどを通して、正しい情報の収集に努めてください。

2 登校後に「特別警報」・「暴風警報」「高齢者等避」が発令された場合

- (1) 原則として、発令時の気象状況により、安全に帰宅させることができると認められた場合には、授業を中止して速やかに（発令後、1時間以内）下校させます。

発令の時間によっては、子どもの下校の安全を優先させますので、給食を食べずに下校する場合があります。

- (2) 授業時間の途中で下校させる場合は、教師の下校指導のもと、帰宅させますが、保護者が不在で家に入れないと申し出た場合は、学校で待機させます。この場合、学校から連絡し、できるだけ早めの対応をお願いすることあります。 （裏面へ）

(3) 学校から安全に帰宅できない状況の場合は、危険がなくなるまで学校で安全を確保します。帰宅できない時間帯になった場合には、保護者のお迎えを依頼します。その際の引き渡しの方法は、教室での引き渡しになります。

(4) 給食を食べるか否か、下校時間等については、近隣の小学校と協議の上、決定します。

3 給食について

豊田市教育委員会から前日に給食を中止する連絡があった場合は、速やかにお知らせします。

4 その他

(1) 「**特別警報**」は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に気象庁から発表されます。

(2) 「**高齢者等避難**」は、土砂災害や河川の氾濫に関する気象情報により、豊田市から発令されます。

(3) 「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**各種注意報**」の場合は、上記1・2に該当しないので、原則として平常授業を行います。ただし、登下校の安全確保ができない場合は自宅で待機し、学校へ連絡してください。

(4) お子さんが下校後に「**特別警報**」・「**暴風警報**」・「**高齢者等避難**」が発表・発令された場合は家庭において、お子さんの安全確保をお願いします。

(5) 家庭・地域への情報提供のため、適宜、きずなネットでメールを配信します。

(6) 学校への問い合わせはできるだけ避け、テレビやラジオ、インターネット等を通して、「**特別警報**」・「**暴風警報**」・「**高齢者等避難**」の発表・発令の有無等の正確な把握に努めるようお願いします。

(7) この文書はご家庭で大切に保管ください。ホームページにも掲載しています。

(8) 諸般の事情によりここに記載された内容と異なる対応をする場合は、その都度文書または学校メールにてお知らせいたします。

< 連絡先 美山小学校 電話 28-3458 >